

# 子どもをたばこの煙から守るために

「健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)」が施行され、改正後の健康増進法では、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮が必要とされています。

特に子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが難しいことから、子ども達の健康を守り、安全・安心な生活につなげるため、一人ひとりが、受動喫煙について家庭や地域で一緒に考え、少しずつ行動につなげていくことが大切です。

## 「受動喫煙」とは？

- 他の人が吸っているたばこから出る煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことをいいます。
- 喫煙される方が吸い込む煙（主流煙）よりも、副流煙の方が、**数倍多くの有害物質**を含んでいます。
- 加熱式たばこも、**受動喫煙の原因**になります。



## 受動喫煙による健康被害

- 大人ではがん・虚血性心疾患・脳卒中、子どもではSIDS\*・ぜんそくなど、様々な病気を発症するリスクが高まります。
- 妊娠・出産時では、低出生体重、胎児発育遅延と関連がある可能性が報告されています。

「ぜんそく」  
「突然死 (SIDS)」  
「虫歯」  
「中耳炎」  
「学童期のせき・たん・喘鳴・息切れ」



\*乳幼児突然死症候群。それまで元気であった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、睡眠中に突然死亡する病気です。

## 喫煙するときは周囲への配慮をお願いします！

喫煙するときは、「望まない受動喫煙」防止のための**配慮義務**が課せられています。

### 「配慮義務」の具体例

- ①できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙すること
- ②子どもや患者など特に配慮が必要な人が集まる場所では特に喫煙を控えること 等



きれいな空気で「健康しが」

# ～ 喫煙される前に、チェックしてみましょう！～



外出先でまわりに子どもはいませんか？



近隣宅にたばこの煙が流れ込んでいませんか？



家庭内でまわりに子どもはいませんか？



## 喫煙場所を管理されている皆様にも配慮が必要とされています！

喫煙場所を設けている施設の<sup>かんりけんげんしゃ</sup>管理権原者<sup>※</sup>にも、「望まない受動喫煙」  
防止のための<sup>はいりよぎむ</sup>配慮義務が課せられています。

### 「配慮義務」の具体例

- ①喫煙場所は、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所に設置しない。
- ②喫煙室からのたばこの煙の排出先は、当該喫煙場所の周辺の状況（人の通行量）等を勘案して、受動喫煙が生じないようにする。等

※施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う者を言います。



### ホームページのご案内

- 健康増進法の一部を改正する法律に関することについて  
「なくそう！望まない受動喫煙。」（厚生労働省）
- 受動喫煙についてより詳しくお知りになりたい方、禁煙をお考えの方  
「e-ヘルスネット」（厚生労働省）

をそれぞれご参照ください。



(なくそう！望まない受動喫煙。)



(e-ヘルスネット)

すまいる・あくしょん  
03



## 自分もまわりの人も 大切に

子ども版・新しい行動様式  
「すまいる・あくしょん」あくしょんマーク

問い合わせ先：滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課

TEL:077-528-3651 FAX:077-528-4857

Email:eg0001@pref.shiga.lg.jp